

神戸県民センター後援名義の使用承認に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 神戸県民センター管内の各種団体等（神戸市を含む）が行う大会等の行事（以下「行事」という。）について、神戸県民センターの後援名義の使用承認を行う場合の取扱に関して必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 神戸県民センター長（以下「センター長」という。）は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、後援名義の使用の承認を行うものとする。

- (1) 県施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
- (2) 政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
- (3) 県民一般を対象とするもの
- (4) 申請団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
- (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴う恐れのないもの

(申請手続)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第1号）をセンター長に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事の主催者（団体）名
- (6) センター長賞の交付点数
- (7) その他参考事項（行事の開催要領、募集要項、副賞の有無、行事の実施責任者等）

(承認の通知)

第4条 センター長は、第2条の後援名義の使用を承認したときは、使用を承認した旨の通知書（様式第2号）を申請者あて送付するものとする。

(承認の取消)

第5条 センター長は、第2条の承認を行った後に、行事が同条の基準に反することとなつた場合には、当該承認を取り消すものとする。

(実施報告)

第6条 第2条の承認を受けた主催者は、行事の終了後、速やかに実施報告書（様式第3号）に関係書類を添えて、センター長に提出しなければならない。

(事務処理)

第7条 この要綱に係る事務処理は、当該行事に関する事務を所掌する課（担当）で行い、総務防災課に合議しなければならない。

(その他)

第8条 後援名義の使用承認に関して、この要綱により難い事項については、別途定めるものとする。

附則

この要綱は、平成13年11月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から適用する。